

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南知多町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南知多町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援法に基づき実施されるものであり、子どものための教育・保育給付の支援又は地域の子ども・子育て支援事業を実施することにより、子育て家庭の生活の安定と児童の健全育成を図るものである。 本町においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①区域内に居住する者で子ども・子育て支援法で定める子どものための教育・保育給付の入所資格及びその入所の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答、教育・保育給付の支給 ②区域内に居住する者で子ども・子育て支援法で定める地域の子ども・子育て支援事業給付の資格及びその入所の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答、地域の子ども・子育て支援事業の給付の支給
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー (※標準化前、標準化後で変更なし)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育給付ファイル 保育所保育料ファイル 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項 (情報提供)番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部 健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚生部 健康こども課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生部 健康こども課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、特定個人情報の取得時にはダブルチェック等を行い、情報の誤りが無いか確認を徹底している。 また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行う。 システム内での管理及び権限付与の制限をする。 紙ファイルを保管するキャビネット等を施錠する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	子ども・子育て支援システム	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム		
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一「94」	番号法第9条第1項 別表第一の8及び94の項 内閣府総務省令第5号第8条、68条		
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	番号法第19条第7項 別表第二「116」	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう		
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉課長 河合 高	福祉課長		
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規		
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー (※標準化前、標準化後で変更なし)		
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の8及び94の項 内閣府総務省令第5号第8条	番号法第9条第1項 別表9及び127の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項)	(情報照会の根拠)番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項 (情報提供の根拠)番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	厚生部 福祉課	厚生部 健康こども課		
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長	健康こども課長		
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	厚生部福祉課児童係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	厚生部 健康こども課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	厚生部福祉課児童係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	厚生部 健康こども課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	新規		
令和7年9月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規		